特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障害児通所支援事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は障害児通所支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	障害児通所支援事務				
②事務の概要	児童福祉法による給付費の支給又は障害福祉サービスの提供				
③システムの名称	中間サーバ、住民情報連携基盤システム、福祉総合システム、高齢・障害福祉業務管理システム				
2. 特定個人情報ファイル名	名				
障害児通所給付費の支給、特援給付費の支給、障害福祉サ	例障害児給付費の支給、高額障害児通所給付の支給、障害児相談給付費の支給、特例障害児相談支 一ビスの提供				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第 一の8の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7項及び別表第 二の10及び11の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別 表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9及び10条				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	健康福祉部障害福祉課				

①部署	健康福祉部障害福祉課			
②所属長の役職名	健康福祉部障害福祉課長			

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先中野区健康福祉部障害福祉課
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 中野区健康福祉部障害福祉課

 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] ては、それぞれ	重点項目評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 は全項目評価書において、	及び 及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネッ	ットワークシス・	テムを通じた入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて(2)十分である 3)課題が残されて(
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの含	委託]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
5. 特定個人情報の提供・移転	表(委託や情報	最提供ネットワー	-クシステムを通じた	≃提供を除く。)	Ī.]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	1]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		

7. 特定個人情報の保管・	消去 ····································
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>
判断の根拠	・「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的ガイドライン」の次の留意事項を遵守している。 住基ネットによるマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· 啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 特に力を入れている
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] 1) 特に刀を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・委託先における情報保護管理体制の確認を行っている。 ・委託契約において情報資産の取り扱いについて規定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5①		健康福祉部副参事(障害福祉担当) 稲垣 美幸	事後	重要な変更項目ではないため
平成29年7月1日	I 5①		健康福祉部副参事(障害福祉担当) 官野 多身	事後	重要な変更項目ではないため
平成30年4月1日	I 13	中間サーバ 住民情報連携基盤システム 福祉 総合システム 障害者自立支援給付支払事務	中間サーバ 住民情報連携基盤システム 福祉 総合システム 障害者自立支援給付支払事務	事後	重要な変更項目ではないため
平成31年4月1日	I 5①	健康福祉部障害福祉分野	健康福祉部障害福祉課	事後	重要な変更項目ではないため
平成31年4月1日	I 5②	健康福祉部副参事(障害福祉担当)	健康福祉部障害福祉課長	事後	重要な変更項目ではないため
平成31年4月1日	I 7	中野区健康福祉部障害福祉分野	中野区健康福祉部障害福祉課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1	事後	重要な変更項目ではないため
平成31年4月1日	I 8	中野区健康福祉部障害福祉分野	中野区健康福祉部障害福祉課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1	事後	重要な変更項目ではないため
令和4年8月1日	II1, II2	平成28年11月1日 時点	令和4年8月1日 時点	事前	
令和7年9月26日	I 13	中間サーバ 住民情報連携基盤システム	中間サーバ、住民情報連携基盤システム、福祉 総合システム、高齢・障害福祉業務管理システ	事前	
令和7年9月26日	I 7	東京都中野区中野四丁目8番1号	東京都中野区中野四丁目11番19号	事前	
令和7年9月26日	I 8	東京都中野区中野四丁目8番1号	東京都中野区中野四丁目11番19号	事前	
令和7年9月26日	II 1, II 2	令和4年8月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	